

東御市内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針

1. 目的

東御市内の公共建築物の整備及び公共土木工事等において積極的に県産材（長野県内で素材生産された木材。以下同じ。）の利用を促進するための方針を定めるとともに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、県が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針に即して、第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」（注1）が目指す「あたりまえに、木のある暮らし」の実現に資するものとする。

2. 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における木材の利用を促進する公共建築物は別表1及び3のとおりとする。

3. 基本的な事項

(1) 市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産材を使用するよう努めるものとする。

(2) 市は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用促進に努める設計者等と相互に連携し、県産材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

4. 市が行う公共建築物の整備等における木材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

ア 市が整備する公共建築物については、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注2）の公共建築物において別表2に掲げる場合を除き、原則として木造（主要な構造部材に木材を使用すること。以下同じ。）により整備するものとする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

イ 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り木材の使用について配慮するものとする。

(2) 施設の木質化の推進

ア 市が整備する公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合にあっても、別表2に掲げる場合を除き、原則として木質化（主要な構造部材以外の仕上材等に木材を使用すること。以下同じ。）するものとする。

イ 特に木質化を重点的に推進する施設及び箇所は、別表3のとおりとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

ア 市が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、可能な限り木材製品とするものとする。

イ 特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等は、別表4のとおりとする。

(4) 木質バイオマス等の推進

市は、公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(5) 市が整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）について市は、公共建築物において利用する木材の調達に当たっては、グリーン購入推進方針（注3）に定められている品目に該当するものについては、東御市環境方針に定めるグリーン購入推進方針に即するものとする。

5. 市が行う公共土木工事等における木材利用の推進

(1) 市が行う公共土木工事等においては、木材利用を積極的に進めるとともに、環境負荷の大きい工法を減らし、環境に配慮した自然共生型の工法を取り入れるものとする。

(2) 特に、木材利用を重点的に推進する工法については、別表5のとおりとする。

(3) 市は、信州型木製ガードレールや標識・看板等の木製化など、公共土木工事等における木材の新しい利活用に積極的に取り組むものとする。

(4) 市は、公共土木工事等に使用する木材（木材を原料として使用した製品を含む）の調達に当たっては、グリーン購入推進方針に定められている品目に該当するものについては、グリーン購入推進方針に即するものとする。

6. 市が行う県産材利用の推進

(1) 市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、別表6に掲げる場合を除き、原則として県産材とする。

(2) 市が行う公共建築物の整備等における県産材の使用に当たっては、可能な限り信州木材認証製品センター（注4）の信州木材認証製品（注5）又は同等品以上の品質・規格・性能を有するものを使用するものとする。

7. 市が補助する公共建築物の整備及び公共土木工事等における県産材利用の推進

市は、公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助に当たっては、事業主体の理解を求め、可能な限り上記2から6に準じて県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

8. 市内における公共建築物の整備の用に供する県産材の適切な供給の確保

市は、県と連携して森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が取り組む木材の適切な供給確保を促進するため、国が行う法第10条第1項に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度に協力するとともに、必要な施策の着実な推進を図るものとする。

9. 公共建築物の整備や公共土木工事等の用に供する木材の生産に関する技術の開発

市は、県と連携して木材製造業者その他の木材生産に携わる者と、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るものとする。

10. 県産材利用者等への情報の提供

市は、県と連携して県産材利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給及びその品質等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

11. 公共建築物及び公共土木工事等における県産材の利用促進のための体制及び利用状況の公表

市は、県と連携して公共建築物や公共土木工事等における県産材利用の促進に向けた措置の検討を行い、関与した公共建築物及び公共土木工事等における木材及び県産材の利用状況を毎年一回公表する。

附 則

この方針は、平成23年4月1日から適用する。

注1) 長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針

平成15年に策定した長野県県産材利用指針(平成21年改定)したものをもとに、平成22年に県が策定した計画。

注2) 低層

本利用方針では、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築物をいう。

注3) 長野県グリーン購入推進方針

国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての長野県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。木材については、間伐材や原木の生産された国又は地域における森林に関する法律に照らして手続きが適切になされた材であることとしている。

グリーン購入

環境負荷の少ない持続可能な社会を目指し、物品や役務を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品を優先的に購入すること。

注4) 信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体。

注5) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定の基準をクリアし、樹種(銘柄名)、含水率(乾燥方法)、寸法、製造社名等が表示された製品。

別表1

| | |
|-------------------|--|
| 木造化を促進する 公共建築物 | 公共の用又は公用に供する建築物をいい、以下の施設が含まれる |
| | 広く東御市民の利用に供される社会教育・体育施設(図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など)、保健・衛生施設(病院、診療所、保健所など)、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など)、教育・研修施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所など)、行政施設(庁舎など)、住宅施設(公営住宅、職員住宅など)、研究施設(試験場、研究所など)、その他の施設(保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など) |
| | その他市が整備する施設 |

別表2

| |
|---|
| 1 法令の規定等により木材が使用できない場合 2 構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合 3 その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合 |
|---|

別表3

| 特に木質化を重点的に推進する施設 | 特に木質化を重点的に推進する箇所 | |
|--|-------------------------|---------------------------------|
| | 各施設共通の箇所 | 施設ごとの箇所 |
| 社会教育・体育施設(図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など) | ホール ロビー 廊下 会議室 | 展示室、資料室、図書館、研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂等 |
| 保健・衛生施設(病院、診療所、保健所など) | | 待合室、食堂等 |
| 社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など) | | リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等 |
| 教育・研修施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所など) | | 教室、職員室、進路相談室、体育館、図書室、保健室等 |
| 行政施設(庁舎、警察署、交番など) | | 事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂等 |
| 住宅施設(公営住宅、職員住宅など) | | 各住戸内の玄関、居室等 |
| 研究施設(試験場、研究所など) | | 研修室、展示室、事務室等 |
| その他の施設(保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など) | | 上記に準じた箇所 |

別表4

| 特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等 | |
|--------------------------|--|
| 机 | 事務用、学習用、OA用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等 |
| 椅子 | 事務用、学習用、会議室用、応接用等、待合室・ロビー用等 |
| 収納家具 | 書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等 |
| その他 | パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー、名札、ベンチ、プランター、その他外構部材等 |

別表5

| 特に木材利用を重点的に推進する工法 |
|---|
| 信州型木製ガードレール、柵工、筋工、沈床工、木製(残置)型枠工、水路工、階段工、仮設工、その他構造計算を必要としない簡易な構造物等 |

別表6

| |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 法令の規定等により県産材の使用を指定できない場合 2 県産材による供給が困難である場合 3 その他相当な理由により県産材の使用が適当でない場合 |
|---|